

「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」の概要

第1章 転機を迎える東京農業

農業をめぐる社会情勢の変化

P. 2

東京農業の現状と課題

P. 3

【東京農業を取り巻く状況】

- 東京農業は、消費者ニーズに合った新鮮で安全安心な農畜産物を生産、近年では地場産農畜産物への期待の高まりに加え、防災や環境、教育など農業・農地が持つ多面的機能への評価が向上
- 農産物価格低迷と生産コスト上昇等による収益性の悪化や相続税の負担等により、農業後継者の就農意欲の低下から農業者の高齢化が進行、農地が減少するなど東京農業を取り巻く社会情勢が変化

【都市農業に関する動き】

- 都や区市町、農業団体等は、都市農業の安定的継続のため、これまで農地・税制度改善を国に要望
- 国は、「都市農業振興基本法」を制定し、さらに平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を閣議決定、都市農業が安定的に継続できる環境整備が整いつつあり、大きな転機を迎えている状況

【東京農業の現状とその特色】

- 農地は相続等を契機に10年間で1,100ha減少、認定農業者は10年間で2.3倍に増加
- 農業産出額は野菜類を中心に295億円/年、都民への直接販売が7割以上、農業体験農園の設置数が100ヶ所を超えるなど多種多様な農業経営が展開
- 共同直売所の増加や学校給食への食材提供等地産地消の活性化、都民の東京農業への期待・関心の高まり

【東京農業が抱える課題】

- 市街化区域内農地の有効活用と担い手の確保・育成
- 都市農地を保全するための新たな施策の展開と多面的機能の発揮に向けた環境づくり
- 環境保全型農業の実践と都内産農畜産物の地産地消の推進
- 島しょ地域や中山間地域、都市地域など地域の状況に応じた農業振興施策の充実

第2章 東京農業を振興する4本の柱

基本的な視点：『首都東京の持つポテンシャルを活かした農業施策の展開』

1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

P. 7

【多様な担い手の確保・育成】

- 総合的な支援体制の充実・強化による農業後継者や新たな担い手の育成、女性が活躍できる環境の整備、援農ボランティアなど多様な支え手の確保と育成を支援

【意欲ある農業者等の経営力の強化】

- 先進技術を取り入れた高収益型農業の確立、高付加価値化など都内産農畜産物の競争力の強化、創意工夫を凝らした農業経営の実現に向けた支援、農業経営力強化に向けた取組支援、魅力ある畜産経営に向けた支援

【施設化や基盤整備等による生産力の強化】

- 生産性を高める農業関連施設の整備支援、地域特性を活かした施設化の推進、農地流動化による経営基盤の確立

2 農地保全と多面的機能の発揮

P. 11

【農地保全に向けた新たな取組】

- 市街化区域等、地域毎の農地保全施策の推進、都市農地保全のための小規模農家等への支援、遊休農地等の再生整備の支援

【農地の防災や環境保全機能による都市への貢献】

- 農業・農地を活かした防災機能の強化、環境保全機能の発揮、農地や屋敷林の保全による景観形成

【多様な農作業の体験機会の充実】

- 市民農園等の整備、学校教育との連携、福祉と連携した農地の活用

【都内産の花と植木による都市緑化の推進】

- 都内産緑化植物の利用拡大、新たな緑化技術の開発と普及、都民による地域緑化活動の推進

3 食の安全安心と地産地消の推進

P. 16

【都内産農畜産物の地産地消の拡大】

- 都心部と多摩地域や島しょ地域を結ぶ地産地消ネットワークの構築、農地のない区部の学校給食への供給拡大、農業・農地の多面的機能を含めた情報発信の強化

【環境保全型農業の実践による安全安心な農産物の提供】

- 環境への負荷軽減のための環境保全型農業の推進、都民の不安解消のための農畜産物の安全性に関する調査・情報の発信

【植物・家畜防疫対策の強化】

- 農産物を安心して生産できる環境の整備、高病原性鳥インフルエンザなどに対する家畜防疫体制の充実、農作物の獣害防止対策の強化

4 地域の特徴を活かした農業の推進

P. 19

【島しょ、中山間、都市地域の振興方向】

- 島しょ地域は、基幹産業として力強い農業の展開のためU・J・Iターン者への生活基盤確保支援等を充実
- 都市周辺地域を含む中山間地域は、都市住民との交流を中心に地域を活性化する農業を展開
- 都市地域は、新たなビジネスモデルの展開に加え、小規模農地の活用や農地の貸借を促進、農業・農地の多面的機能を一層発揮し豊かな都民生活に貢献

【農地の流動化による遊休・低利用農地の活用】

- 新規就農を含む意欲ある担い手と農地のマッチングの推進等

【観光業や商工業等との連携による農業振興】

- 地域の農畜産物を利用した新商品開発や6次産業化に向けた異業種連携の強化等

第3章 都市農業・農地に係る制度の改善

国は都市農業・農地を再評価し、生産機能を基本に多面的機能を積極的に活かす政策へ大転換

【生産緑地制度に係る改善】

P. 24

- 生産緑地指定の指定面積要件を、地域の実情や農業経営上の必要性に配慮し、大幅に引き下げるべき
- 区市町が生産緑地の買取りを行えるようにするため、国は財政的な支援を拡充すべき

【「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大】

- 「農業経営基盤強化促進法」に基づく貸付のような制度を創設するとともに、生産緑地を「特定貸付け」制度の対象とすべき

【相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置】

- 営農に必要な農業用施設用地等にも、一定の用途制限のもと、相続税納税猶予制度の適用を拡大すべき

【新たな物納制度の創設】

- 物納されて国有化した土地を地方公共団体等に貸借し、市民農園等として活用することで都市農地の保全を図るべき

第4章 力強い東京農業の実現に向けて

都民生活に貢献する東京農業の展開に向けた、それぞれの役割

【農業者や農業団体の努力】

P. 28

- 農業者は、新鮮、安全安心な農産物を生産、農業・農地の多面的機能を十分認識し地域に貢献
- 農業団体は、営農指導を強化、農地の利用調整や新規就農を促進して意欲ある農業者を育成

【都民の協力】

- 都民は、東京農業に対する理解を深め、農産物直売所や農業体験農園等の活用、援農ボランティアや新規就農など、東京農業を支える応援団として参画

【都、区市町村、国の責務】

- 都は、関係機関と連携強化し、都内各地域の特性に応じた振興施策を展開
- 区市町村は、基礎自治体として国や都の施策を活用しつつきめ細やかな振興施策を展開
- 国は、東京の農業が継続・発展できるよう、地域特性を考慮した制度改正や施策の展開